

## 岩手大学特別の課程に関する規則

平成20年3月25日 制定  
令和元年6月27日 最終改正

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第35条の2の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の特別の課程の編成に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則において「特別の課程」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する課程をいう。

### (課程の編成)

第3条 特別の課程は、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとし、総時間数を60時間以上とする。

### (実施)

第4条 特別の課程の実施は、当該課程を企画・立案した部局（以下「実施部局」という。）の申請に基づき、学長が承認する。

### (履修資格)

第5条 特別の課程の履修資格は、本学に在学する学生以外の者で、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者とするほか、当該課程毎に定める。

### (講師)

第6条 特別の課程の講師は、本学の職員とする。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者を講師とすることができる。

### (定員)

第7条 特別の課程の定員は、当該課程毎に定める。

### (講習料等)

第8条 特別の課程の講習料は、岩手大学特別の課程及び公開講座講習料規則によるものとする。

2 前項に定める講習料のほか、必要経費として、実費を徴収することができる。

### (課程の名称等の公表)

第9条 本学は、特別の課程の編成に当たっては、当該課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、履修科目の名称、各科目の履修時間数、講習又は授業の方法、修了要件その他当該課程毎に必要なと認める事項をあらかじめ公表する。

### (修了要件及び認定)

第10条 特別の課程の修了要件は、当該課程毎に定める。

2 特別の課程の修了認定は、当該課程の実施部局が行う。

### (資格の授与)

第11条 本学は、特別の課程を修了した者に対し、本学が認定する資格を授与することができる。

2 前項の資格の認定は、当該課程の実施部局が行う。

(履修証明書の交付)

第12条 本学は、特別の課程を修了した者に履修証明書を交付する。

2 前項の履修証明書には、特別の課程の名称、目的、履修科目の名称、各科目の履修時間数、総時間数その他当該課程毎に必要なと認める事項を記載する。

3 実施部局は、第10条第2項の修了認定の結果、前条第2項の資格の認定の結果及び前項の履修証明書に記載する事項について、学務企画課に通知するものとする。

4 第1項に定める履修証明書の交付事務は、学務企画課において行う。

(特別の課程の評価)

第13条 実施部局は、特別の課程の実施状況について評価を行い、評価結果を学長に報告するものとする。

(庶務)

第14条 特別の課程の編成に関する庶務は、実施部局が行い、学務企画課が統括する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。